

厚生労働省岐阜労働局発表
平成20年 5月 2日

担 当	岐阜労働局総務部企画室		
	企画室長	和田 馨	
	労働紛争調整官	金丸 裕子	
	TEL 058-245-8124		

助言指導、あっせん件数 高止まり

—平成19年度の個別労働紛争解決制度の運用状況—

岐阜労働局では、県内の労働基準監督署など6か所に総合労働相談コーナーを設けて、あらゆる労働相談を受け付けています。

また、解雇や労働条件引下げなどの個別労働紛争については、労働局長の助言指導や紛争調整委員会によるあっせんも実施し、紛争の解決を援助しています。

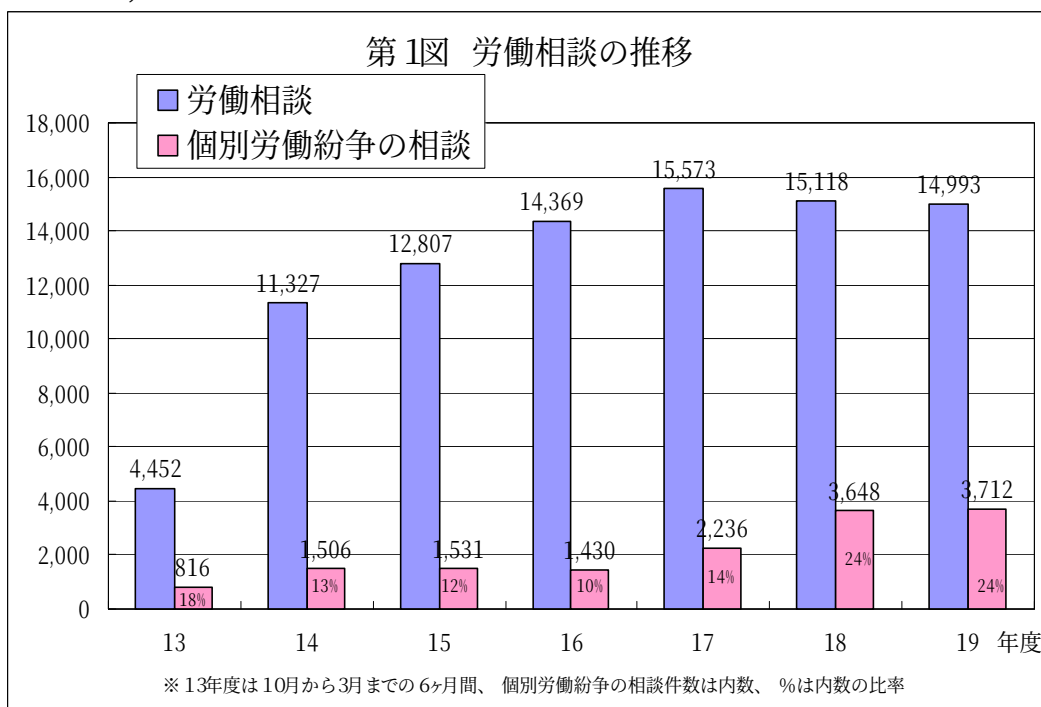
平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）の総合労働相談件数と助言指導およびあっせんの状況についてとりまとめましたので発表します。

1. 助言指導の申出件数は113件で、平成17年度から100件を越える高止まりの傾向が見られます。あっせん申請件数は103件で、平成18年度より2件減少したものの、こちらも平成17年度から高止まりの傾向が見られます。
2. 総合労働相談件数は14,993件で、前年度より1%減少したが、総合労働相談のうち解雇の補償などの個別労働紛争の相談件数は3,712件で、平成18年度より2%、平成17年度より66%増加しました。

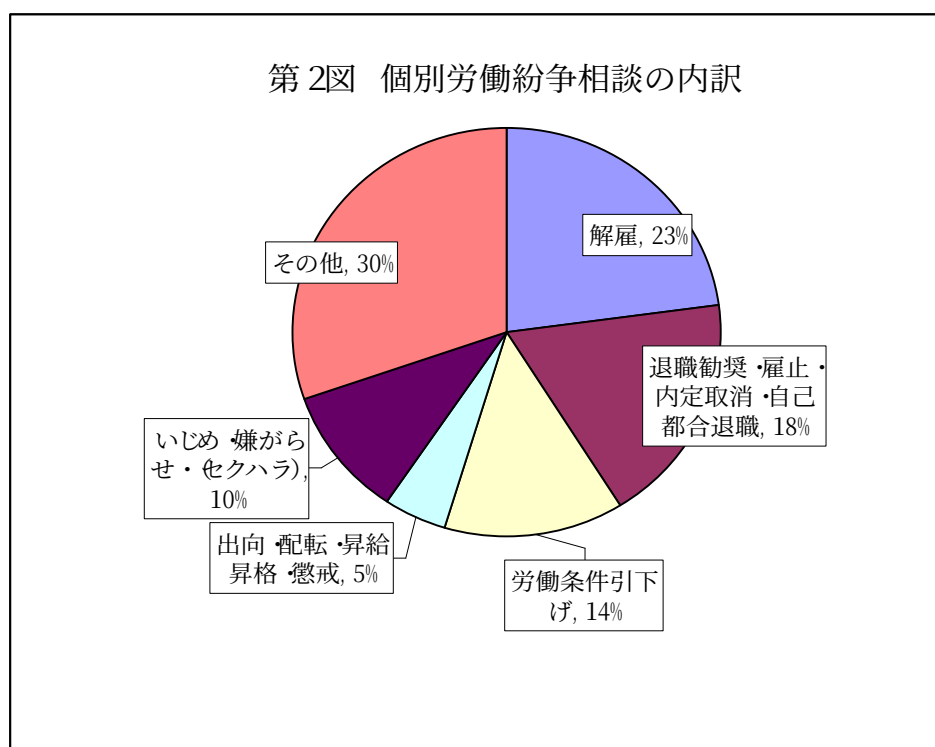
平成19年度の具体的状況は別添1を、助言指導の事例は別添2を、あっせんの事例は別添3を、個別労働紛争解決制度については別添4を参照してください。

1. 相談受付状況

岐阜労働局をはじめ6か所の総合労働相談コーナーに、平成19年度の1年間に寄せられた相談は14,993件で、このうち労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,712件である。(第1図)

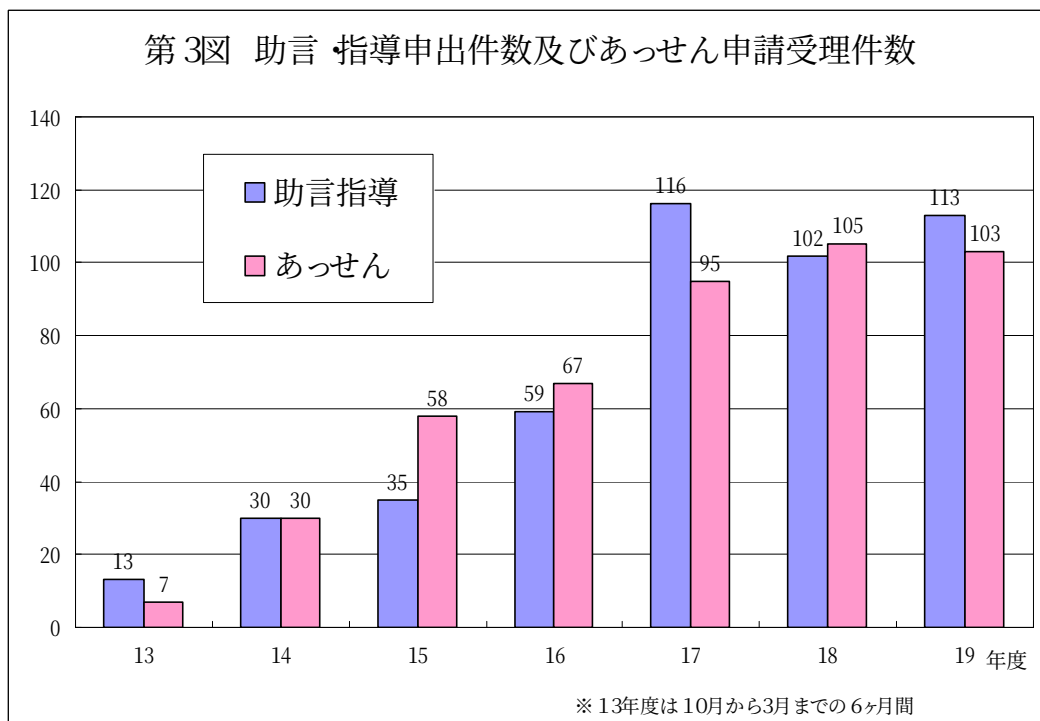


民事上の個別労働紛争に係る相談の内容は、解雇の撤回や解雇に伴う補償の請求などがもっとも多く、ついで退職勧奨の補償などの請求、賃下げ等労働条件の引下げと続き、この3項目で相談の50%以上を占める。(第2図)



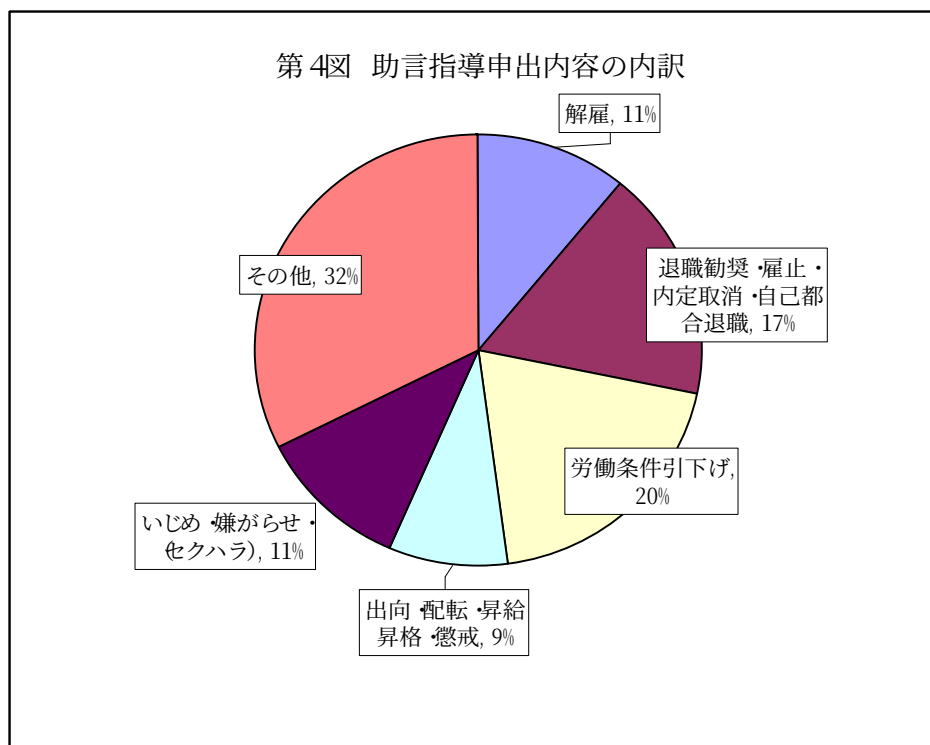
2. 岐阜労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの申請状況

助言・指導申出件数は113件で、平成18年度より11%の増加となっている。あっせんの申請受理件数は103件で、平成18年度より2%の減少となっている。(第3図)



3. 岐阜労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の主な内容は、労働条件の引下げに関するものが最も多く、(20%)、ついで退職勧奨・雇止め・内定取消・自己都合退職(17%)、解雇(11%)、いじめ・嫌がらせ(11%)となっている。(第4図)

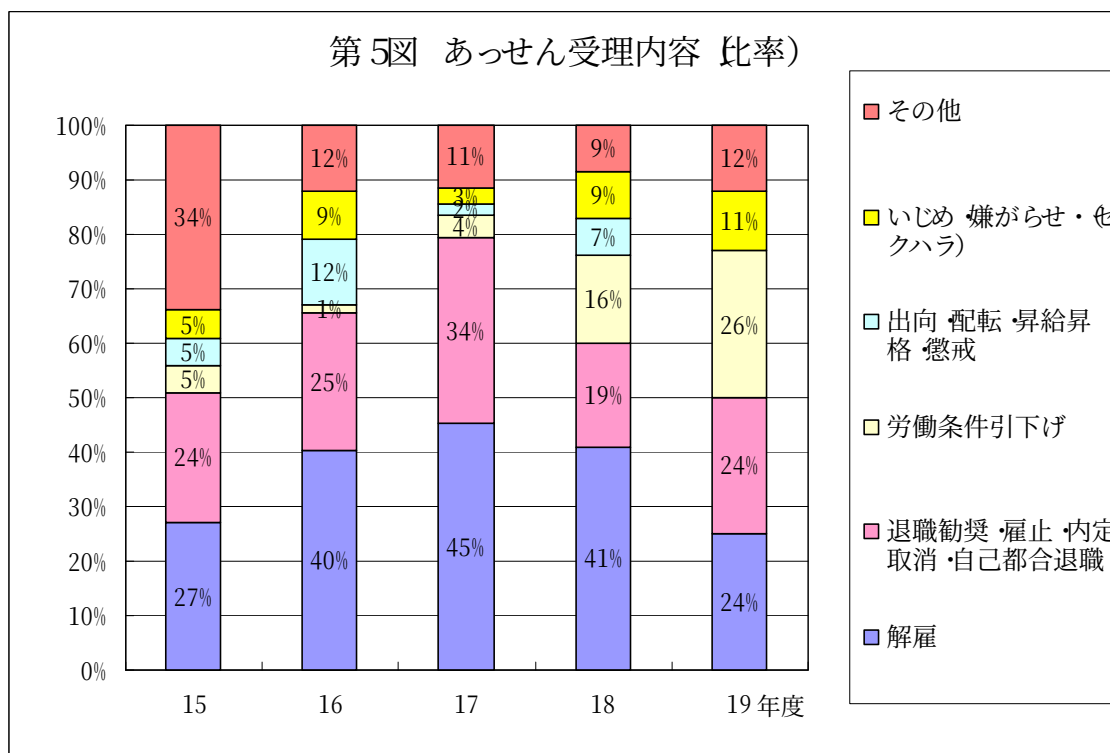


申出を受け付けた事案の処理状況は、平成19年度の1年間に処理を終了したものは112件であり、このうち助言・指導を実施したものは103件、申出が取下げられたものが6件、他局移送が3件である。

処理に要した期間はすべて1か月以内である。申出人は労働者が100%であった。

4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、労働条件の引下げが26%、解雇が24%、退職勧奨・雇止め・内定取消・自己都合退職が24%とこの3項目で74%を占める。この傾向は昨年と同様であるが、解雇に係る割合が平成17年度は45%、平成18年度が41%で、昨年度は24%に下がり、反対に労働条件の引下げが平成17年度4%、平成18年度16%、平成19年度26%と増えてきていることにかんがみると、事業主が解雇という選択肢を取らずに、労働条件を引き下げるという形で経営状態を改善しようとしている状況が窺える。(第5図)



あっせん申請を受理した事案の処理状況は、平成19年度に手続きを終了したものは102件であり、このうち合意が成立したものは31件(30%)、申請者の都合で申請が取下げられたものは8件(8%)、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由であっせんに打ち切ったものは62件(61%)となっている。

処理に要した期間は1か月以内が65%、1か月を越え2か月以内が34%である。申請人は労働者からが97%を占める。

労働局長による助言指導事例

事例1 いじめ・嫌がらせに係る事案

(申出の内容)

申出人Aは、上司の課長からパワーハラスメントを受けている。具体的には業務指示が非常に強い命令口調で、暴言を吐かれたり、態度も暴力的になってきている。上司に訴えても何の対応もしてくれない。使用者に対し適切な対応をとるよう助言して欲しい。

(助言指導の結果)

被申出人Bに架電し、申出内容を伝え、「事情聴取を行うなど適切な対応を検討願いたい」旨助言したところ、「早急に事情聴取を行い、適切な対応をとりたい」と回答があった。その数日後、申出人から連絡があり、助言により社内でヒアリングが行われ改善されたとのことであり解決した。

事例2 配置転換に係る事案

(申出の内容)

申出人Cは、清掃業務に同僚と2人で就労していたが、その同僚とそりが合わず、職場の担当者に苦情を訴えていたが、その担当者から異動を命じられた。ところが異動先は、現在の収入の半分しかなく通勤も非常に不便なところであり納得がいかない。元の職場にもどれるよう助言してほしい。

(助言指導の結果)

被申出人Dに対し、申出人の申し出内容を伝え、話し合いによる円満解決を助言したところ、申出人と話し合いをしてみるとの回答があった。その後申出人から、話し合いの結果、条件は少し下がるが、別の職場に異動することで納得したとの話があり解決した。

紛争調整委員会によるあっせん事例

事例1 普通解雇に係る事案

(申請の内容)

申請人Eは3年前から正社員として勤務していたが、昨年暮れに経営難を理由として3月31日付けの解雇を通告された。解雇の理由を求めたところ、経営難であることと申請人の性格が明朗性を欠くという理由であったが、当該解雇理由には納得がいかない。また経営難としながら申請人が解雇された後新しく人を雇い入れている。

よって経済的、精神的損害に対する補償金として、退職手当の2倍相当額の支払いを求めたい。

(あっせんの結果)

あっせん委員から本件解雇が申請人の性格を問題にしていることや、経営難という解雇理由も有効と判断することは難しいとの説明があり、会社側が申請人の申し立てどおり退職手当の2倍相当額を支払うことで双方の合意が成立した。

事例2 労働条件（退職金）引下げに係る事案

(申請の内容)

申請人Fは約9年前に入社し、本年2月に人員削減を理由に解雇された。面接時に建設業退職金共済に加入していると聞いていたが、退職後に会社が1000日分しか掛け金をかけていないことが判明した。本来もらえる金額との差額50万円の支払いを求めたい。

また人員削減を理由とする解雇だったが、会社は申請人を解雇した翌日、申請人と同職種の労働者を募集しており、これは不当解雇に当たると考えるので、精神的補償として10万円の支払いを求めたい。

(あっせんの結果)

会社側が解雇予告手当相当額と20万円の合計約50万円の解決金を支払うことで双方の合意が成立した。

労働者、事業主のみなさま 悩んでないで、相談しませんか。

職場でのトラブルの解決をお手伝いします。

磯山 さやか

お気軽に「都道府県労働局総務部企画室」

または

「総合労働相談コーナー」までご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

「総合労働相談コーナー」は厚生労働省ホームページにて案内しています。
上記 厚生労働省ホームページにアクセスの上

トップページ

窓口一覧

総合労働相談コーナー

賃下げ

いじめ

解雇

配置
転換

とお進みください。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されています。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、次の3つの制度が用意されています。個々の労働者と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）でお困りのみなさま、是非この制度をご利用ください。

1

総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

個別労働紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、各都道府県労働局の総務部企画室等に「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

2

都道府県労働局長による助言・指導

都道府県労働局長による助言・指導は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

法違反の是正を図るために行われる行政指導とはおのずと性格が異なり、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではありません。

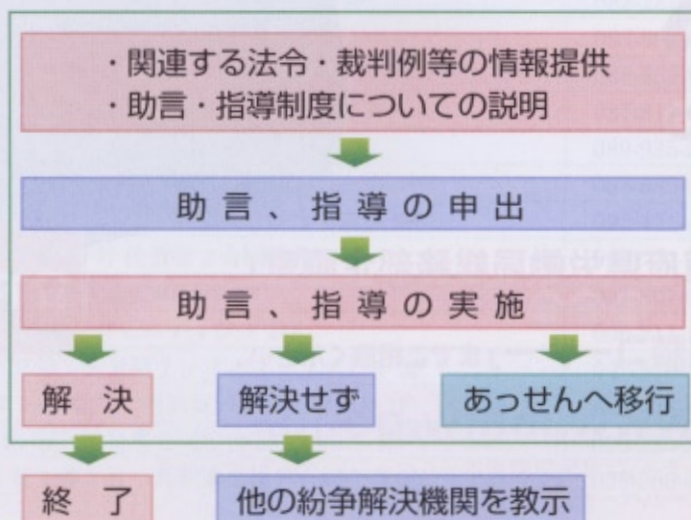
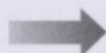
対象となる紛争の範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争です。

具体的には・・・

- ① 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争
- ② いじめ・嫌がらせ等職場の環境に関する紛争
- ③ 会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止等の労働契約に関する紛争
- ④ 募集・採用に関する紛争 など
- ⑤ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車等会社の所有物の破損に係る損害賠償をめぐる紛争 など

手続きの流れ

職場における
トラブル



◎あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

◎紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

◎紛争調整委員会によるあっせんの特徴

- ①対象となる紛争……労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。(募集・採用に関するものは対象となりません。)
- ②手続が迅速・簡便……多くの時間と費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。
- ③専門家が担当……弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。
- ④費用……あっせんを受けるのに費用はかかりません。
- ⑤合意の効力……紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつことになります。
- ⑥非公開……あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーを保護します。
- ⑦不利益取扱いの禁止……労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

手続きの流れ

あっせんの申請

都道府県労働局総務部企画室(所在地一覧参照)、最寄りの総合労働相談コーナーにおいて、あっせん申請書の提出(あっせん申請書の記載例参照)

- ① 都道府県労働局長が、紛争調整委員会へあっせんを委任します。
- ② 紛争調整委員会の会長が指名したあっせん委員があっせん期日(あっせんが行われる日)の決定及び紛争当事者への期日の通知
- ③ あっせんの実施
あっせん委員が
 - ・ 紛争当事者双方の主張の確認、必要に応じ参考人からの事情聴取
 - ・ 紛争当事者間の調整、話し合いの促進
 - ・ 紛争当事者双方が求めた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案の提示
 等を行います。

合意の成立等により
紛争の迅速な解決

合意できない場合打ち切り

他の紛争解決機関を教示

あっせん申請書

紛争当事者	労働者	氏名 住所	労働 太郎 〒 271-〇〇〇〇 千葉県松戸市旭町〇-〇 電話 047 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	事業主	氏名 又は名称 住所	A株式会社 代表取締役 東京 花子 〒 160-〇〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	※上記労働者に 係る事業場の 名称及び所在地		
あっせんを 求める事項 及びその理由			平成〇年〇月〇日に入社し、平成〇年〇月〇日より正社員として工場勤務をしていたが、平成〇年〇月〇日、工場長から経営不振を理由として、同年〇月〇日付けの解雇を通告された。 経営不振というが、整理解雇しなければいけないのではなく、また私が整理解雇の対象になぜなったのか何の説明もない。本当は復職したいがそれがだめなら、経済的・精神的損害に対する補償金として、〇万円の支払いを求めたい。
紛争の経過			〇年〇月〇日に、社長に連絡をとり、解雇を撤回してくれるよう要請したが、聞き入れてもらえなかった。併せて、補償金の支払い等の提案も行ったが、拒否された。
その他参考となる事項			訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合はない。

平成〇年〇月〇日

申請人 氏名又は名称 労働 太郎 (印)

東京 労働局長 殿

あっせんを希望する方へ

- ・ 各都道府県労働局総務部企画室(裏面参照)、または最寄りの総合労働相談コーナーへご相談ください。
- ・ 申請用紙は、次頁の様式を切り取り、またはコピーしてお使いください。また、各都道府県労働局総務部企画室、総合労働相談コーナーにも備えてあるほか、厚生労働省のホームページから入手できます。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/seido.html>)

なお、電子申請によるあっせん申請も行えます。あっせんの電子申請については以下の窓口にお問い合わせください。

○厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター

03-3539-5822 (開庁時間 午前9時～午後6時)

○厚生労働省電子申請・届出システムのホームページ

(<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html>)

あっせん申請書

紛争当事者	労働者	氏名 住所	〒 電話 ()		
	事業主	氏名 又は名称 住所	〒 電話 ()		
	※上記労働者に 係る事業場の 名称及び所在地		〒 電話 ()		
あっせんを 求める事項 及びその理由					
紛争の経過					
その他参考と なる事項					

年 月 日

申請人 氏名又は名称

印

労働局長 殿

都道府県労働局総務部企画室所在地一覧

(平成19年6月現在)

労働局名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (代)
青 森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 8F	017-734-4212
岩 手	020-8522	盛岡市中央通2丁目1番20号 ニッセイ同和損保盛岡ビル 2F	019-604-3002
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8834
秋 田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎 4F	018-883-4254
山 形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル 3F	023-624-8226
福 島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 5F	024-536-4600
茨 城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号	029-224-6212
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9112
群 馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル 9F	027-210-5002
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー16F	048-600-6201
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 2F	043-221-2303
東 京	102-8305	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎 14F	03-3512-1610
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 13F	045-211-7358
新 潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地	025-234-5353
富 山	930-8509	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎 3F	076-432-2728
石 川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎 6F	076-265-4421
福 井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 14F	0776-22-0221
山 梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2851
長 野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-223-0551
岐 阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎 3F	058-245-8124
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 3F	054-254-6320
愛 知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 2F	052-972-0252
三 重	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎 3F	059-226-2110
滋 賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6648
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075-241-3212
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 8F	06-6949-6050
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15F	078-367-0700
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 2F	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市中之島2249番地	073-422-2171
鳥 取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1701
島 根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5F	0852-20-7007
岡 山	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3F	086-225-2017
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館 5F	082-221-9240
山 口	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0365
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎 4F	088-652-9142
香 川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 3F	087-811-8916
愛 媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 6F	089-935-5201
高 知	780-8548	高知市南金田48番2 労働総合庁舎 4F	088-885-6027
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館 5F	092-411-4763
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7167
長 崎	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル 3F	095-801-0022
熊 本	860-8514	熊本市桜町1番20号 西嶋三井ビルディング 14F	096-211-1701
大 分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル 3F	097-536-3218
宮 崎	880-0812	宮崎市高千穂通2丁目1番33号 明治安田生命宮崎ビル 1F	0985-38-8821
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎 2F	099-223-8239
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎 3F	098-868-4403